

## 改正感染症法及び改正特措法の慎重な運用を求める会長声明

- 1 令和3年2月3日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正法が国会で成立し、同月13日から施行されることとなった（以下、「改正感染症法」、「改正特措法」という。）。
- 2 感染症法は、もともと「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応する」などとした「前文」を設けて法の趣旨を宣言し、過去の反省等に基づき、伝染病予防法を廃止して制定された法律である。そもそも、感染者は決して責められるべきではなく、その実情を無視して、安易に刑罰をもって義務を課そうとすることは、かかる感染症法の目的・制定経緯を無視し、逆行するものである。その意味で、与野党の協議で入院拒否者らへの刑事罰が削除されたことは当然の帰結である。

しかし、今回の改正感染症法でも、入院拒否者に対し50万円以下の過料を、疫学調査拒否者に対し30万円以下の過料を課すとの条項はそれぞれ残された。新型コロナウイルス感染症は従来の各感染症と比べて、無症状感染者からの感染力が強いと分析され、深刻な後遺症が残る例が多くメディアで報じられることなどから、国民全体に感染に対する不安が醸成され、感染したこと自体を非難するがごとき風潮が生じている。残念ながら長野県内でも、既に不当な差別を受けた事例が多数報告されている。それにもかかわらず、この上感染者等に対して国家が刑罰ではないとしても、行政罰を課すことになれば、感染者等に対する差別偏見が助長され、極めて深刻な人権侵害を招来することには変わりはない。差別偏見がエスカレートすれば、差別偏見を避けるべく症状を隠蔽する感染者も現れ、皮肉にも感染拡大に寄与する結果となる。今国会では、罰則・過料の適用につき慎重に運用するとの付帯決議がなされたが、罰則を伴う措置が国民の移動の自由やプライバシーの権利を著しく制限するものである以上、細心の注意を払った運用が求められる。

3 次に、改正特措法は、「まん延防止等重点措置」として都道府県知事が事業者に対して営業時間の変更等の措置を要請・命令する権限を有し、命令に応じない場合は過料の制裁、そして要請・命令したことを公表できるとしている。

しかし、その条文上、発動要件や命令内容が不明確であり、都道府県知事に付与される権限は極めて広範囲となってしまう。そのため、恣意的な運用のおそれが大きく、罰則等の適用に際し、営業時間の変更等の措置の命令に応じられない事業者の具体的事情が適切に考慮される保証はない。また、各都道府県あるいは市町村間での運用にも差が生じることが予想され、地域間格差を増大させるおそれが大きい。この措置の発動の要件については、付帯決議によって客観的な基準を示すこととされたが、それでもなお、上記の懸念が払拭されるわけではない。

さらに、感染拡大により経営環境が極めて悪化し、休業することさえできない状況に苦しむ事業者に対して要請・命令がなされた場合には、当該事業者を含む働く者の暮らしや命さえ奪いかねない深刻な結果に直結する。既に不当な差別や偏見にさらされている飲食店に対して、さらなる追い打ちとなることは言うまでもない。かかる要請・命令を出す場合には、憲法の求める「正当な補償」となる対象事業者への必要かつ十分な補償がなされなければならない。その補償の範囲についても、直接規制の対象となる事業者ばかりでなく、関連する取引先事業者を含めより広範囲になされるべきは当然である。

また、そもそも営業時間の変更等が想定している飲食店等の時短営業が、感染拡大防止にどれだけ効果があるのか疑問である。営業時間の短縮により、総利用客数は減少するかもしれないが、短縮された営業時間内に利用客が集中することで、却って密の空間を招いてしまうおそれもある。

今回の付帯決議では、営業時間短縮の要請に応じた事業者への支援が明記されたが、その内容は「経営への影響度合いを勘案し、公平性の観点に配慮し」という表現に留まった。いずれにせよ、拙速な規制は徒に事業者の経営を圧迫するものであり、まずは「正当な補償」の内容を提示し、罰則のみ先行して運用されないことがないよう、慎重に運用すべきである。

4 長野県内を含め、全国で新型コロナウイルスの感染が急拡大し、医療環境が極めて厳しい状況にあるなどの社会状況の中、収束のための有効な施策が必要であることは言うまでもない。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、政府・自治体と市民との間の理解と信頼に基づいて、感染者が安心して必要な入院治療や疫学調査を受けられることができるような検査体制・医療提供体制を構築すること及び事業者への正当な補償こそが急務であって、安易な罰則の適用や特定事業者への拙速な命令権限の発令は厳に慎むべきである。

5 以上の観点から、当会は、今回成立した改正感染症法及び改正特措法の慎重な運用を求める。

2021年（令和3年）2月8日

長野県弁護士会

会長 中 篤 知 文